

こと、法制經濟に重きを置き、法制經濟の着眼からのみ凡ての問題を解釋せんとするが如きことは、全く思想を混亂に導く所以である。今日は思想問題、労働問題に就て立論する人は多く法學博士である、法制經濟の立場から論を立てる人である。法律と雖もその根柢には道德と離れることは出来ない、經濟も亦道德と離れることは出来ないけれども、併し法制經濟の立場から見たる議論は必ず偏する所がある、法律の方は權利を本とし、經濟の方は利益を本とする、權利、利益といふ事から一切を判断せんとして居るのであつて、それ以上に高き精神の生活があり、そこに道德があり、宗教があり、哲學があることを無視する、而して法制經濟も是等のものに連繋を取り、是等のものを助け合はなければならぬことを忘れる。左様にして法制經濟の上に利益、權利の側のみ論じて行く故に、間違つた結論を導き來るのであります。

この事に就て教育勅語を考へたならば、假令大學の教授と雖も教育勅語を遵奉しなければならぬのであり、國民一般に拳々服膺しなければならぬのである。教育勅語の大體が道德的、精神的の教化方針でありまして、綜合律に依つてお説きになつて居ると思ふ。それは「智能を啓發し徳器を成就し」といふ事があり、或は「學を修め業を習ひ」「公益を廣め世務を開き」といふ事がありまして、何れも皆道德的に示されて居る「業を習ふ」といふ事も唯だ利益を目的とするのでなくして、道德的に業務を習はなければならぬと明示になつて居り。「世務を開く」といふ事もやはりその通りで、自己の權利利益を目的にして、さうして物質的生活を營むといふやうな意味は、教育勅語を縱横十文字に見ても決して出て參りませぬ。日本人の文化生活を經濟學者、法律學者に任せて行かうといふ意味は、教育勅語の中からは斷じて出て來ませぬ、高い精神の文化を本にして國民は教化すべきであるとの大本が、勅語に於て示されて居るのであります。

それ故に教育勅語に就ては、前申したやうな宇宙的の事なり、或は人格的の事、人の本性にまで入つて行くやうな、倫理上の考察として必要なるものを綜合的に教育勅